

# 農林水産分野のＴＰＰ関連法案

## — 農政新時代に向けた対策 —

農林水産委員会調査室 天野 英二郎・石川 武彦・喰代 伸之

### １. はじめに

環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）は、アジア・太平洋に自由・公正な巨大経済圏（世界のＧＤＰの約４割相当）を構築しようとするものである。そのため、ＴＰＰ協定では、関税の削減・撤廃だけでなく、サービス・投資の自由化や幅広い非関税分野で新しいルール作りが行われる。

我が国の農林水産業には、ＴＰＰ協定により、アジア・太平洋地域の新たな市場の開拓で輸出増が期待される一方、関税削減に伴う長期的な影響から輸入品と競合する農産品を中心に価格下落等が懸念されている。こうした期待の実現と懸念の払拭を果たすには、農林水産業の成長産業化とともに、再生産可能な生産体制を維持する対策が求められる。

こうした中、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日ＴＰＰ総合対策本部決定）（以下「政策大綱」という。）が、ＴＰＰ協定の大筋合意（10 月 5 日）後に短期間でまとめられた。政策大綱では、経営マインドを持つ農林漁業者を後押しする「攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）」<sup>1</sup> 及びＴＰＰ協定発効後の経営の安定を支える「経営安定・安定供給のための備え（重要５品目<sup>2</sup>関連）」に関する農林水産施策等が掲げられた（図表 1）。

図表 1 総合的なＴＰＰ関連政策大綱における農林水産施策等

| 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）                                                                                                                                                                                                                                                                             | 経営安定・安定供給のための備え（重要５品目関連）                                                                                                                                                                                                                                         | 検討の継続項目                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成</li> <li>・国際競争力のある産地イノベーションの促進</li> <li>・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進</li> <li>・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓</li> <li>・合板・製材の国際競争力の強化</li> <li>・持続可能な収益性の高い操業体制への転換</li> <li>・消費者との連携強化（諸外国との地理的表示の相互認証の推進等）</li> <li>・規制改革・税制改正</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・米<br/>政府備蓄米の運営の見直し</li> <li>・麦<br/>経営所得安定対策の着実な実施</li> <li>・牛肉・豚肉、乳製品<br/>肉用牛肥育経営安定対策特別事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の法制化</li> <li>牛・豚マルキンの補填率の引上げ</li> <li>豚マルキンの国庫負担水準の引上げ等</li> <li>・甘味資源作物<br/>加糖調製品の調整金対象化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農政新時代に必要の人材力を強化するシステムの整備</li> <li>・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し</li> <li>・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立</li> <li>・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し</li> <li>・戦略的輸出体制の整備</li> <li>・原料原産地表示 等</li> </ul> |

（注） 下線は法改正事項を指す

（出所）『農政新時代～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～』（平 27. 12）（農林水産省）等より作成

<sup>1</sup> 農林水産物・食品の輸出額目標（平成 32 年に 1 兆円）（『日本再興戦略』（平 25. 6. 14 閣議決定））の前倒し達成を目指す成果目標（ＫＰＩ）が掲げられた。

<sup>2</sup> 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物。

政府は、政策大綱に基づく国内対策として、平成 27 年度補正予算及び 28 年度予算において各種施策を講じるとともに<sup>3</sup>、関連する国内法の規定を総合的かつ一体的に整備するため、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を第 190 回国会（常会）に提出した。同法案のうち、農林水産分野については、（１）関税率の削減等による牛肉・豚肉生産額の減少への懸念に応えるため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の法制化、（２）輸入糖由来の精製糖及び国内産糖の価格引下げによる生産額減少や外国産の安価な加糖調製品の流入による糖価調整制度の安定への懸念に応えるため、砂糖の価格調整に関する制度の拡充、（３）我が国の地理的表示（G I）の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、諸外国と相互に地理的表示（G I）を保護できる規定の整備等のための改正を行うこととしている。

本稿では、これらの法改正に関して、T P P 協定の合意内容、経緯と現行制度及び法制措置について紹介する。

## ２．関連法改正

### （１）畜産物の価格安定に関する法律の改正

#### ア T P P 協定合意内容

T P P 協定交渉の結果、牛肉については、関税の撤廃を回避し、長期の関税削減期間を確保し、段階的に関税を削減するとともに、セーフガード措置<sup>4</sup>を設けた。具体的には、関税率（現行：38.5%<sup>5</sup>）はT P P 協定発効時に 27.5%に引き下げ、その後 16 年をかけ最終的に 9 %まで引き下げられる。また、セーフガードが発動された場合の税率は発効時に 38.5%であり、その後削減され、16 年目以降に 4 年連続で発動がない場合、セーフガードは終了する。また、セーフガードが発動される基準数量は発効時に 59 万トンであり、その後増加され、16 年目に 73.8 万トンとなる<sup>6</sup>（図表 2）。

豚肉については、長期の関税削減期間を確保し、基本的に現行の差額関税制度<sup>7</sup>を維持するとともに、セーフガード措置を設けた。具体的には、関税率（現行：従量税 482 円/kg、従価税 4.3%）はT P P 協定発効時に従量税 125 円/kg、従価税 2.2%に引き下げ、その後 10 年をかけ最終的に従量税は 50 円/kg まで引き下げられ、従価税は撤廃される。また、従価税部分及び従量税部分について、セーフガードが発動された場合の税率及びセーフガードが発動される基準数量は、それぞれ図表 3 のようになる。

<sup>3</sup> 喰代伸之「平成 27 年度補正予算及び 28 年度予算（農林水産関係）」『立法と調査』No. 374（平 28. 2）参照。

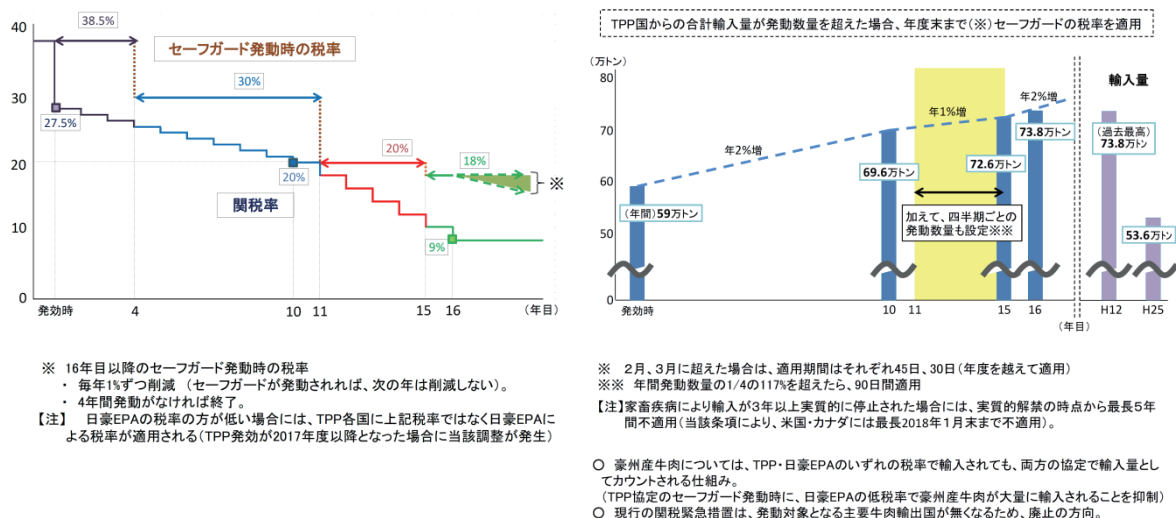
<sup>4</sup> 輸入が急増した場合に関税率が引き上げられる措置。

<sup>5</sup> 牛肉の関税率は、関税暫定措置法の規定により、W T O 協定税率（50%）にかかわらず暫定税率（38.5%）が適用されている。

<sup>6</sup> 59 万トンは近年の輸入実績から 10%増加した水準であり、73.8 万トンは過去最大の輸入実績の水準である。

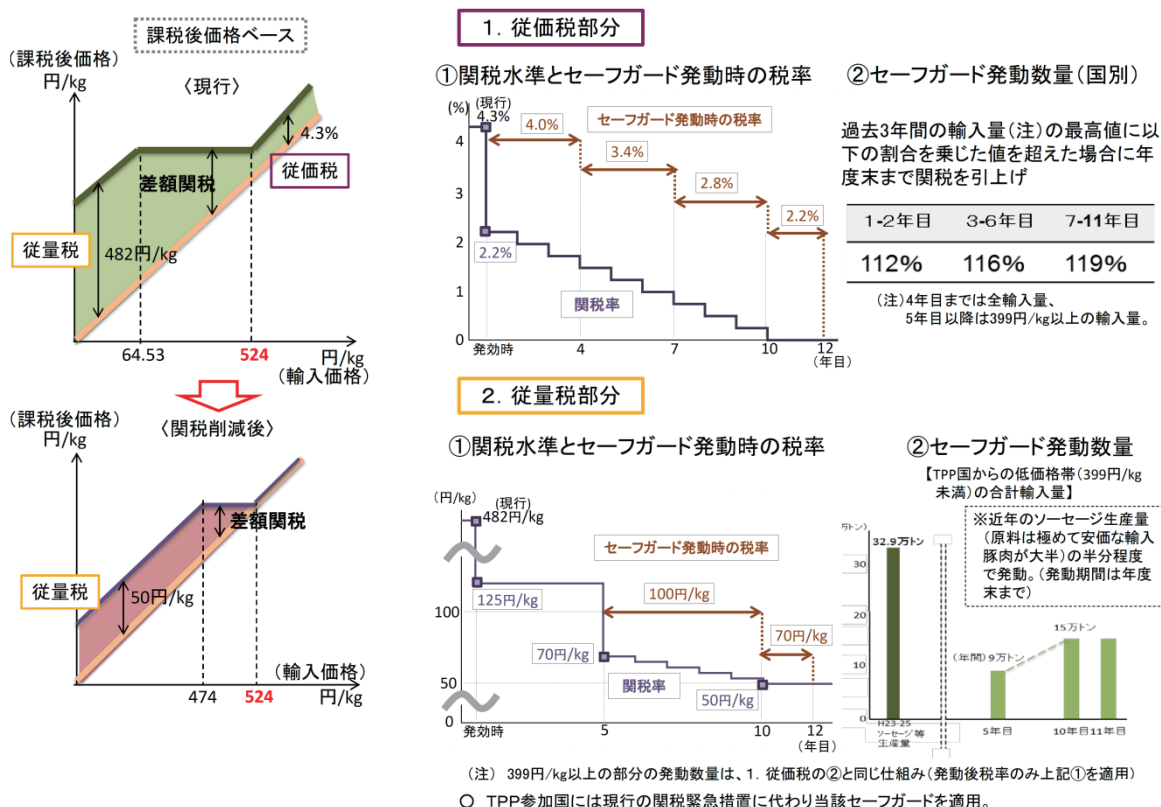
<sup>7</sup> 輸入品の価格が低いときは基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、価格が高いときには低率な従価税を適用することにより関税負担を軽減し消費者の利益を図る仕組み。

図表2 牛肉の関税水準とセーフガード発動時の税率・セーフガード発動数量



(出所)『T P Pにおける重要5品目等の交渉結果』(農林水産省)より作成

図表3 豚肉の関税水準とセーフガード発動時の税率・セーフガード発動数量



(出所)『T P Pにおける重要5品目等の交渉結果』(農林水産省)より作成

## イ 経緯と現行制度

政府の影響分析によれば、牛肉について、和牛・交雑種<sup>8</sup>の牛肉は品質・価格面で輸入

<sup>8</sup> 和牛とは黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びこれらを交配させた品種(食肉公正競争規約)。交

牛肉と差別化されているため、当面、輸入の急増は見込み難いとする一方、長期的には、輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される旨の指摘を行っている<sup>9</sup>。そして、牛肉の生産量は維持されるものの、生産額は約 311 億円～約 625 億円減少すると試算されている<sup>10</sup>。

豚肉については、差額関税制度が維持されるとともに、日本以外の豚肉需要が急激に伸び、買い付け競争が激しくなる可能性があるため、当面、輸入の急増は見込み難いとする一方、従量税引下げにより低価格部位の一部の輸入が増加する可能性を否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される旨の指摘を行っている<sup>11</sup>。そして、豚肉の生産量は維持されるものの、生産額は約 169 億円～約 332 億円減少すると試算されている<sup>12</sup>。

このように政府は、農林水産物全体の中において、畜産物が、生産額ベースで最も大きな影響を受けるものと見込んでいる<sup>13</sup>。そして、牛肉・豚肉生産について、生産コストの削減や品質向上などの体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備の検討が必要としている。

肥育牛生産者及び養豚生産者に対しては、現在、牛マルキン及び豚マルキンという経営安定対策が予算措置で実施されている<sup>14</sup>。なお、両事業に係る業務は、独立行政法人農畜産業振興機構（A L I C）が担当している。

肉用牛肥育経営においては、もと畜（肥育前の子牛）導入から肥育牛出荷まで一定期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜費の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格の水準によっては大幅な収益悪化が懸念される。これに対し、牛マルキンは、肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金（拠出割合は生産者 1：国 3）から差額の 8 割を補填金として交付する制度である<sup>15</sup>。

養豚経営においても、生産コストと豚枝肉価格の変動によっては牛同様に大幅な収益悪化が懸念される。これに対し、豚マルキンは、養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金（拠出割合は生産者 1：国 1）から差額の 8 割を補填金として交付する制度である<sup>16</sup>。

## ウ 法制措置

上記アの T P P 協定による影響から畜産農家の経営の安定を図り、畜産物の安定供給に資するため、畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）<sup>17</sup>を改正する

---

雑種とは生産コスト引下げや肉質向上を目的に交配（黒毛和種雄牛とホルスタイン種雌牛等）させた品種。

<sup>9</sup> 『品目毎の農林水産物への影響について』（平 27. 11）（農林水産省）

<sup>10</sup> 『（別紙）農林水産物の生産額への影響について』（平 27. 12. 24）（内閣官房 T P P 政府対策本部）

<sup>11</sup> 前掲注 9

<sup>12</sup> 前掲注 10

<sup>13</sup> なお、牛肉及び豚肉の生産額の影響試算には、牛肉調製品及び豚肉調製品は含まれていない。

<sup>14</sup> 牛マルキンは「肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱」（平 22. 4. 23）、豚マルキンは「養豚経営安定対策事業実施要綱」（平 22. 5. 14）に基づいて実施。

<sup>15</sup> 補填金単価の算定については、地域の実態を反映するために都道府県ごとに定めることもできるとされ（地域算定）、平成 25 年度から、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県が、27 年度から、大分県が実施している。また、補填金の円滑な交付のため、26 年度から、概算払方式が導入されている。

<sup>16</sup> 養豚経営の安定のため早期支払の必要性により、平成 25 年度から、概算払方式が導入されている。

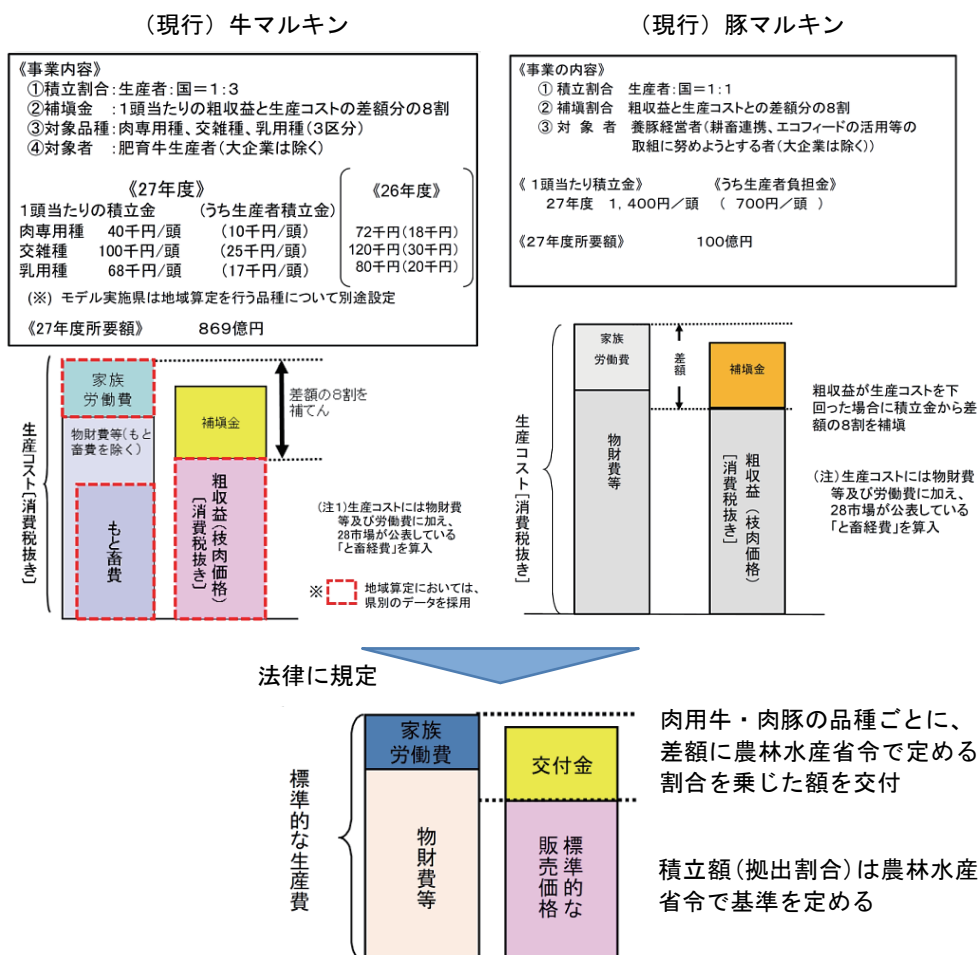
<sup>17</sup> 同法は、主要な畜産物について、安定価格の決定や、A L I C による買入れ・売渡し等の措置により、その



こととしている。その主な改正内容は以下のとおりである。

牛・豚マルキンとは、畜産経営を支援する制度だが、予算措置であり財政状況等によっては廃止の可能性も否定できない。このような不確実性は、畜産経営に不安をもたらし、将来に向けた投資を阻害する懸念がある。そこで、法律の目的に、交付金の交付に関する規定を追加し、畜産経営の安定を図ることを明記するとともに、これに合わせて法律の名称を「畜産経営の安定に関する法律」に改める。また、予算措置として実施してきた牛・豚マルキンを法制化して、安定的な制度運営を行うことができるようにする。具体的には、交付金のための積立金に拠出した肉用牛・肉豚生産者に対し、標準的販売額が標準的生産費を下回った場合にA L I Cから交付金が交付される規定を設ける。交付金の額は、肉用牛・肉豚の生産者ごとに、（標準的生産費－標準的販売価格）×農林水産省令で定める割合×品種別頭数となる。なお、法改正事項ではないが、政策大綱に基づき、農林水産省令で定める割合の引上げ（8割→9割）、肉豚の積立金に対する国の拠出割合の引上げ（生産者1：国1→生産者1：国3）が行われる（図表4）。

図表4 牛・豚マルキン



（出所）『環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要』（平 28.3）（内閣官房）及び『畜産をめぐる情勢』（平 28.3）（農林水産省）より作成

価格の安定を図り、畜産等の健全な発達の促進と国民の食生活の改善に資することを目的とする法律。

また、同法の指定食肉の価格安定制度を廃止し、その関連規定を削除する。同制度は、牛肉・豚肉価格の周期的変動に対し、A L I C が買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行うことで、牛肉・豚肉価格の安定化を図ることを目的とした制度であるが、近年、発動実績が全くなく、その役割を終えたと判断されたためである<sup>18</sup>。

本改正案の施行期日は、T P P 協定が日本国において効力を生ずる日としている。さらに、上記の法改正に伴い、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）の一部を改正し、A L I C の業務の規定を整備する。

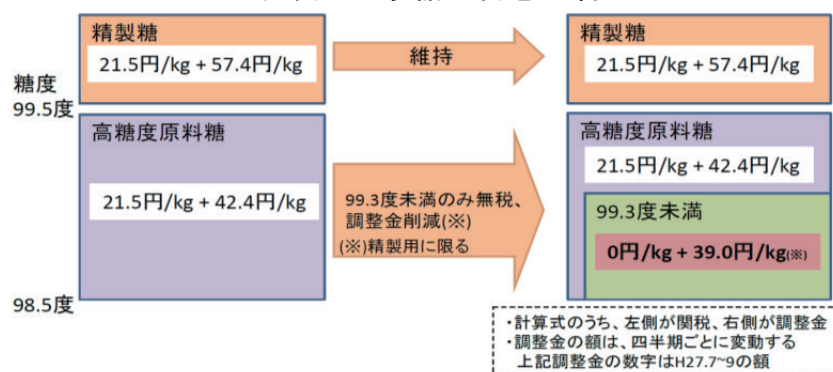
## （２）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正

### ア T P P 協定合意内容

T P P 協定交渉の結果、砂糖については、輸入糖と国内産糖の価格調整を行う糖価調整制度の仕組みは基本的には維持されることとなったが、精製糖<sup>19</sup>については現行の関税及び調整金が維持されるものの、高糖度原料糖<sup>20</sup>のうち、糖度 99.3 度未満のものについては無税とし、調整金も削減されることとなった（図表 5）。また、新商品開発用の試験輸入に限定して、無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で 500 トン）を認めるとされた<sup>21</sup>。

加糖調製品<sup>22</sup>については品目ごとに低関税の T P P 協定枠が設定された（図表 6）。枠数量は全体で当初 6.2 万トンが設定され、11 年目以降には 9.6 万トンまで拡大することとされ、税率は品目ごとに削減又は撤廃が行われる。

図表 5 砂糖の合意内容



（出所）『T P P 農林水産物市場アクセス交渉の結果』（農林水産省）

<sup>18</sup> なお、同法に基づいて実施される保管とは別に、A L I C が自らの予算で実施する調整保管については、今後実施することが可能となっている。

<sup>19</sup> 砂糖のうち、糖度 99.5 度以上のもの。白糖とも呼ばれる。

<sup>20</sup> 原料糖のうち、糖度が 98.5 度以上 99.5 度未満のもの。なお、原料糖とは、糖みつを分離した砂糖であって糖度 99.5 度未満のものを指す。粗糖とも呼ばれ、精製糖の原料となる。

<sup>21</sup> 農林水産省は、試験輸入については、枠数量が少量であることに加え、用途を新商品開発を目的とした輸入に制限していることから、てん菜及びさとうきびの生産に特段の影響は見込み難いとしている（『品目毎の農林水産物への影響について』（平 27. 11）（農林水産省））。

<sup>22</sup> 加糖調製品とは、砂糖と砂糖以外のココア、粉乳等の混合物のことで、その形態は多岐にわたっており、菓子類、パン類、飲料、調味料、練製品等に幅広く使用されている。

図表 6 加糖調製品の関税割当枠の例

|                                    | 枠内税率                        | 枠数量                             | 輸入量(2011-13平均(貿易統計)) |         |
|------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------|---------|
|                                    |                             |                                 | TPP参加国               | 世界      |
| 加糖ココア粉<br>(含糖率約9割)                 | (1年目) (11年目)<br>29.8%→14.9% | (1年目) (6年目)<br>5千トン→7.5千トン      | 14.2千トン              | 18.9千トン |
| ココア調製品<br>(2kg超、板状等以外)<br>(含糖率約9割) | (1年目) (11年目)<br>28%→16.8%   | (1年目) (6年目)<br>12千トン→18.6千トン    | 44.9千トン              | 69.8千トン |
| 砂糖と粉乳等を混ぜ<br>たもの(含糖率約8割)           | (1年目) (11年目)<br>29.8%→17.9% | (1年目) (11年目)<br>10.5千トン→12.3千トン | 73.5千トン              | 90.0千トン |
| チョコレート菓子                           | 10.0%→0%                    | (1年目) (11年目)<br>9.1千トン→18.0千トン  | 9.1千トン               | 27.6千トン |
| ココア調製品(2kg以下)<br>(含糖率約4～9割)        | 29.8%→0%                    | (1年目) (11年目)<br>2.7千トン→5千トン     | 2.6千トン               | 6.1千トン  |

(注) 枠内税率の(1年目)には、現行の税率が記載されている。協定発効後1年目の実際の税率は現行よりも僅かに低い数値となる。

(出所)『T P P 農林水産物市場アクセス交渉の結果』(農林水産省)

## イ 経緯と現行制度

砂糖は、我が国国民の摂取カロリー全体の約8%を占め、食料自給率への寄与度も高く<sup>23</sup>、食生活上欠かせない品目となっている。砂糖の国内供給量及び需給量は、近年の消費者の低甘味嗜好や加糖調製品の輸入増の影響でそれぞれ下落傾向で推移している<sup>24</sup>。

砂糖の原料作物のうち、てん菜は北海道畑作農業における主要な輪作作物であり、さとうきびは沖縄県、鹿児島県南西諸島における代替困難な作物である。これらは、それぞれの地域を支える上での基幹作物であり、国内産糖製造業者とともに地域農業、地域経済上重要な役割を担っている。

国内産糖と輸入粗糖を原料として製造された砂糖には生産条件の違い等によって大幅な内外価格差が存在するため<sup>25</sup>、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)<sup>26</sup>に基づき、安価な輸入糖から調整金を徴収し、それを財源として原料作物の生産者及び国内産糖の製造業者に支援を行い、価格調整を行っている。これにより、生産者及び精製業者の経営安定を確保するとともに、砂糖の安定供給を実現している。

<sup>23</sup> 平成26年度の我が国の食料自給率(39%)における品目別寄与度では、米(21.9%)、魚介類(2.9%)、畜産物(2.8%)に次いで、砂糖類は2.5%となっている(『砂糖及びでん粉をめぐる現状と課題について』(平27.9)(農林水産省))。

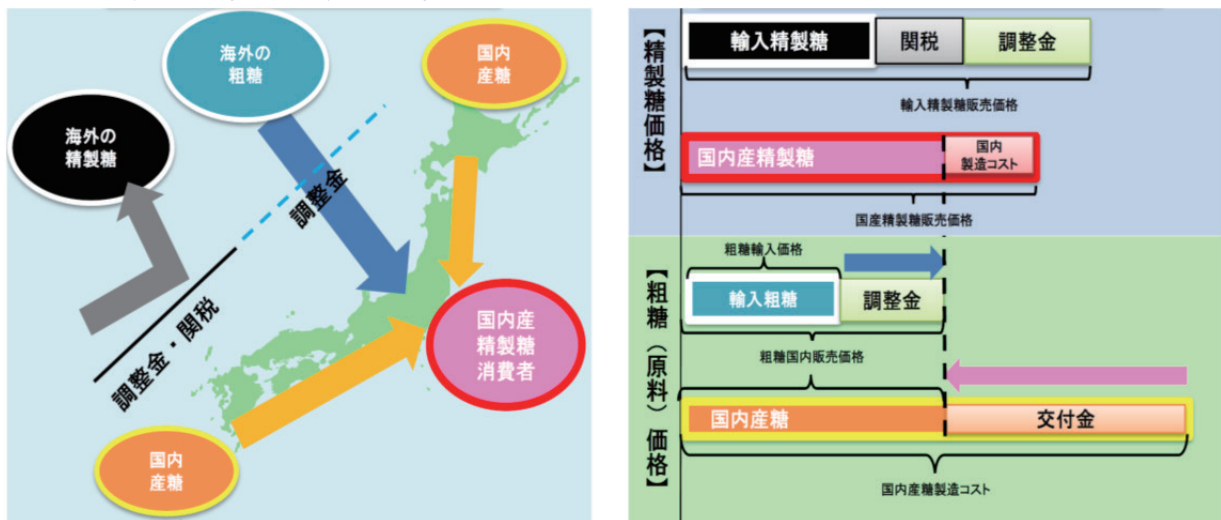
<sup>24</sup> 平成26砂糖年度における国内の砂糖供給量は197.5万トンであり、その内、国内産糖は73.7万トン、輸入糖は123.8万トンとなっている。また、同砂糖年度における国内の砂糖消費量は194.6万トンとなっている(『平成27砂糖年度における砂糖及び異性化糖の需給見通し(第2回)』(平27.12)(農林水産省))。

<sup>25</sup> てん菜から製造されるてん菜糖については約2倍、さとうきびから製造される甘しや糖については約5倍の内外価格差が存在する。

<sup>26</sup> 同法は、昭和39年の粗糖の輸入自由化に伴う甘味資源特別措置法(昭和39年法律第41号)及び砂糖の価格安定等に関する法律(昭和40年法律第109号)の制定に遡る。その後も、砂糖をめぐる国内外の情勢の変化によって改正が行われた。平成12年、国内の砂糖需要の減少から糖価安定制度の円滑な運用が困難になったことを受け、国内糖価を引き下げることにより砂糖需要の維持、拡大を図るための改正がなされ、名称を「砂糖の価格調整に関する法律」に変更した。さらに18年には、てん菜及びさとうきびについての最低生産者価格を廃止し、生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金を交付するとともに、でん粉についても砂糖と同様の価格調整を行う仕組みを創設する等の措置を講じるための改正が行われ、名称を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に変更した。

すなわち、糖価調整制度において、粗糖について、これを輸入する精製糖企業から調整金を徴収し、輸入粗糖の価格を上げ、砂糖の原料作物の生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金<sup>27</sup>を交付することで、国内産糖の価格を下げる。精製糖企業は、価格調整された輸入粗糖及び国内産糖を原料として、国内で精製糖を製造し、消費者に供給している<sup>28</sup>（図表7）。

図表7 輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像及び価格差の概念図



（出所）『砂糖及びでん粉をめぐる現状と課題について』（平27.9）（農林水産省）

輸入糖から徴収される調整金<sup>29</sup>は、調整基準価格と平均輸入価格<sup>30</sup>の差に調整率を乗じて単価が決定される。調整基準価格は、特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト<sup>31</sup>を基礎として農林水産大臣が定め、輸入糖の価格が調整基準価格を下回った場合に国内産糖及び精製事業の健全な発展に悪影響が及ぶことを緩和するため、価格調整の仕組みが発動される。調整率は、輸入糖から徴収される調整金総額と、生産者と国内産糖製造業者に対する交付金のうち、調整基準価格（特に効率的なコスト）と国内産糖の販売価格との差額分総額が同額になるよう算定され、当年の砂糖の推定総供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度とされる。国内産糖の標準的なコスト（実際に発生するコスト）が調整基準価格を超過する部分については、輸入業者から徴収する調整金ではなく、国費によって補填される<sup>32</sup>（図表8）。加糖調製品は現行の糖価調整制度の対象とはなっていない。

<sup>27</sup> なお、てん菜の生産者に対しては、経営所得安定対策として交付金が交付されている。

<sup>28</sup> なお、輸入精製糖については、高い水準の関税（21.5 円/kg）及び調整金（57.4 円/kg）が課されているため、ほとんど輸入されていない。

<sup>29</sup> 現行制度では、42.4 円/kg の調整金が課されている。

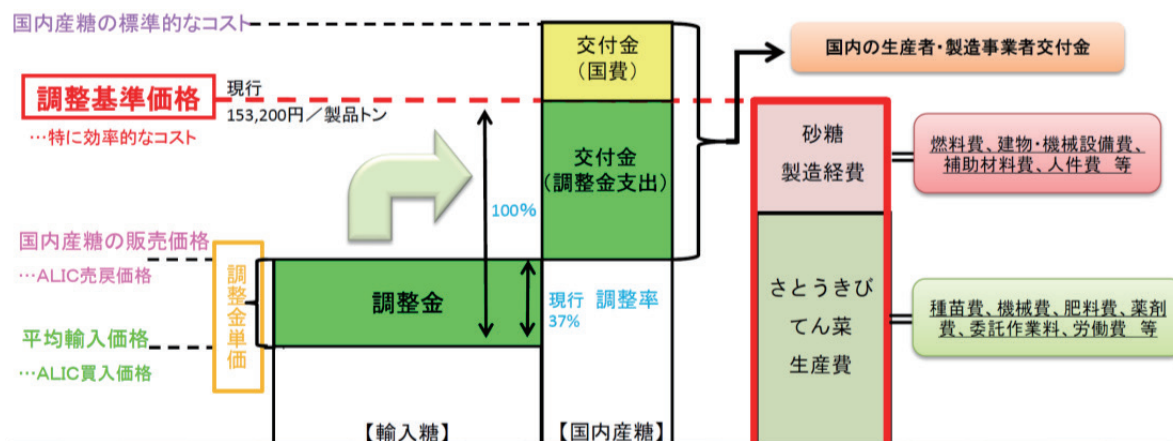
<sup>30</sup> 4 半期ごとに、ニューヨーク商品取引所の平均価格等を基準として決定される。

<sup>31</sup> 効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定される。

<sup>32</sup> 国内産糖の標準的なコストと調整基準価格の差額は、粗糖の輸入に起因するものではないため、国費によって補填されている。具体的には、甘味資源作物・国内産糖調整交付金として措置されている。



図表 8 糖価調整制度の仕組み



(出所)『砂糖及びでん粉をめぐる現状と課題について』(平 27.9)(農林水産省)

## ウ 法制措置

T P P 協定による砂糖への影響について、農林水産省は、高糖度原料糖の一部の関税撤廃及び調整金の削減によって、輸入糖由来の精製糖及び国内産糖の生産量には特段の影響はないとしているものの、輸入糖由来の精製糖の価格が低下し、これに伴って国内産糖の価格も同額低下すると試算している。また、現在我が国が輸入しているタイ産<sup>33</sup>の粗糖について、タイは T P P 協定参加国ではないため、その一部が T P P 協定参加国産の高糖度原料糖に代替される可能性があるとしている。

また、安価な輸入加糖調製品が輸入糖由来の精製糖を代替し、輸入糖由来精製糖の価格を低下させ、これに伴って国内産糖の価格も低下すると試算している。これらは、糖価調整制度の財源である調整金の額が減少することに加え、国内の生産者及び精製業者の経営安定に必要な調整金支出額が増加することを意味し、農林水産省は、糖価調整制度の安定に支障を生ずる懸念もあるとしている。

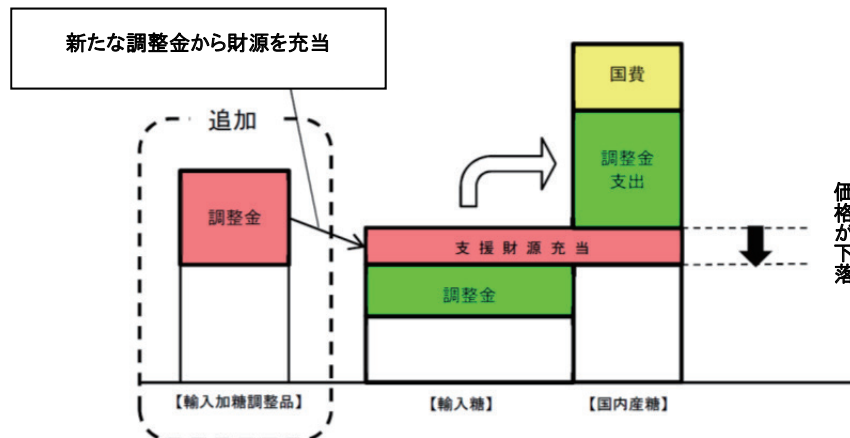
これらを受け、今般の改正案では、糖価調整制度の基本的な仕組みを維持した上で、新たに輸入加糖調製品を調整金の対象とすることとしている。加糖調製品の枠外関税を T P P 協定参加国以外も含めて調整金に置き換えることで、引き続き産地支援に必要な財源を確保する(図表 9)。調整金の対象となる加糖調製品の範囲については、今後政令で具体的に定めることとしている<sup>34</sup>。

本改正案の施行期日は、T P P 協定が日本国において効力を生ずる日としている。また、上記の改正に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、A L I C の業務の規定を整備する。

<sup>33</sup> 平成 25 砂糖年度における我が国の砂糖輸入量は 127 万トンであり、うち T P P 協定参加国からの輸入は 43 万トンとなっている。主な輸入先は、タイ (65 万トン)、豪州 (43 万トン)、南アフリカ (13 万トン) である。

<sup>34</sup> 糖含有率が 50%以上のもので、砂糖と用途が競合する状況を考慮した上で定めるとしている。具体的には、加糖ココア粉、ココア調製品、砂糖と粉乳等を混ぜたもの等が挙げられる。

図表 9 法改正後のイメージ



(出所) 農林水産省資料より作成

### (3) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正

#### ア TPP 協定合意内容

TPP 協定は、第 18 章知的財産章・第 E 節（地理的表示）において、地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課することなく申請等処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等を規定しており<sup>35</sup>、政府は、これにより諸外国と相互に地理的表示を保護する場合の共通ルールが確立されたとしている。

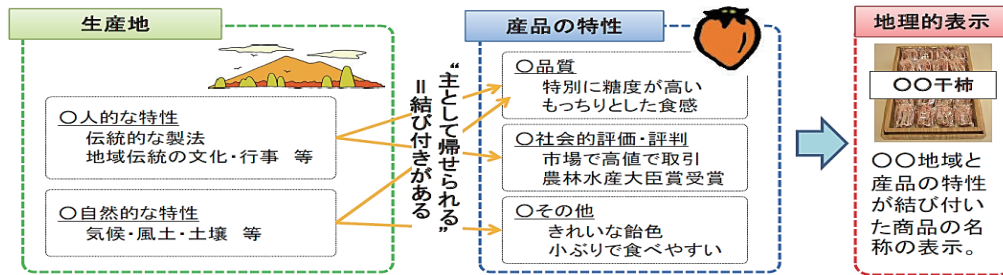
#### イ 経緯と現行制度

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（以下「地理的表示法」という。）は、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）に基づき制定され<sup>36</sup>、平成 27 年 6 月に施行された。地理的表示法に基づく地理的表示保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等（特定農林水産物等）のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いているものの名称（地理的表示、GI : Geographical Indication）（図表 10）を知的財産として国に登録し、国がこれを保護するものである。

<sup>35</sup> 『環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要』（平 27.10.5）（内閣官房 TPP 政府対策本部）31 頁

<sup>36</sup> TRIPS 協定は、地理的表示を知的所有権の一つと位置付けており、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」（第 22 条第 1 項）と定義している。

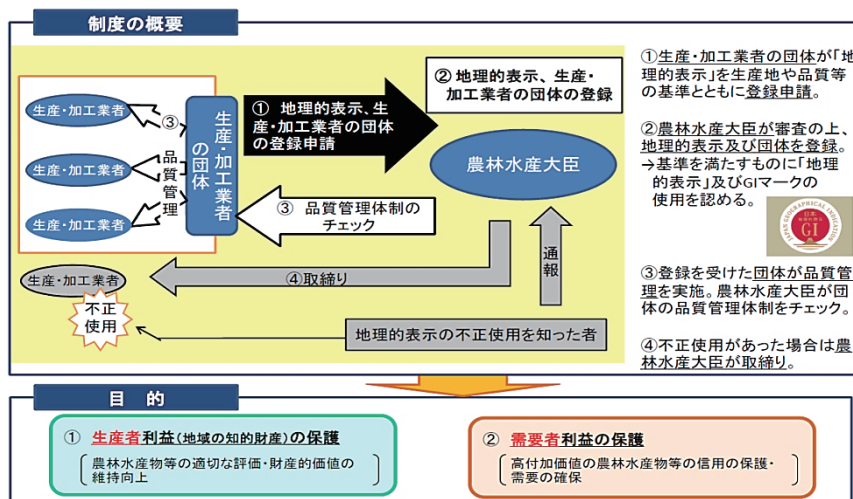
図表 10 地理的表示のイメージ —〇〇柿（※架空の食品）を例に—



（出所）『地理的表示法について』（平 27. 10）（農林水産省）より作成

地理的表示制度の仕組みは、①生産者団体が「地理的表示」を「製品の基準」とともに登録申請し、②農林水産大臣が審査の上（登録申請に係る公示、意見書提出及び学識経験者の意見聴取の процедуруを要する。）、地理的表示及び生産者団体を登録（基準を満たすものに地理的表示及び標章（G I マーク）の使用を認め、③登録を受けた生産者団体（登録生産者団体）が品質管理を実施するとともに農林水産大臣が団体の品質管理体制をチェックし、④不正使用があった場合は、農林水産大臣が取締りを行うといった内容である<sup>37</sup>（図表 11）。同制度は、こうした仕組みを通じて特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業とその関連産業の発展に寄与するとともに、需要者の利益を保護することを狙いとしており、平成 28 年 3 月までに 12 産品が地理的表示として登録されている<sup>38</sup>。

図表 11 地理的表示保護制度の概要



（出所）『地理的表示法について』（平 27. 10）（農林水産省）より作成

<sup>37</sup> 農林水産大臣は、地理的表示及びG I マークの不正使用に対しては、措置命令を行い、改善されない場合には罰則を科すこととされている。地理的表示の不正使用→個人：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科可）、法人：3億円以下の罰金 標章の不正使用→個人：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人：1億円以下の罰金

<sup>38</sup> あおもりカシス、但馬牛、神戸ビーフ、夕張メロン、八女伝統本玉露、江戸崎かぼちゃ、鹿児島壺造り黒酢、くまもと県産い草、くまもと県産い草畳表、伊予生糸、鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう、三輪素麺

政策大綱は、「農林水産物・食品輸出の戦略的推進」を図り、平成 32 年の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指す方策の一つとして「地理的表示（G I）の活用を促進する」こととしている。

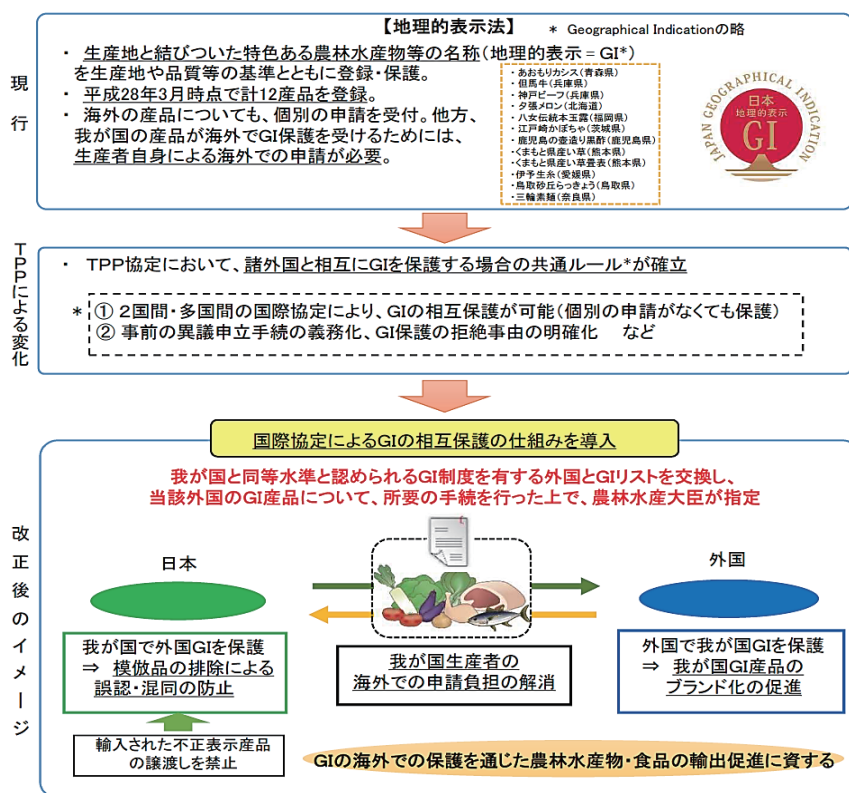
ただし、地理的表示法は国内法であるため、同法に基づき地理的表示の登録を受けた日本産の特定農林水産物等が直ちに外国の地理的表示保護制度の対象となるわけではない。特定農林水産物等を輸出する場合には、生産者自らがあらかじめ輸出先国で G I マークを商標登録して模倣を防止する等の措置が必要で、申請手続等に煩雑な事務や相当の時間・コストを要するなど、大きな負担となる懸念もある。

農林水産省は、地理的表示法案の国会審議の際、日本と同様の地理的表示保護制度を有している国と協定を締結し、G I マークを商標登録しなくても自動的に製品のブランド価値が保護されることも可能になる旨の見解を示していた<sup>39</sup>。

## ウ 法制措置

T P P 協定において、諸外国と相互に地理的表示を保護する場合の共通ルールが確立したことを受け、日本の地理的表示の外国での保護を通じ農林水産物・食品の輸出促進を図るため、地理的表示法を改正し、諸外国と相互に地理的表示を保護できる規定の整備を行うこととしている（図表 12）。

図表 12 T P P 協定の締結に伴う特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正事項



（出所）農林水産省資料より作成

<sup>39</sup> 第 186 回国会参議院農林水産委員会会議録第 17 号 22 頁（平 26. 6. 17）



#### (ア) 特定農林水産物等の指定

現行の地理的表示法では、特定農林水産物等の名称の表示（地理的表示）を使用するためには、生産・加工業者の団体が個別に申請して登録の手続を行う必要があり、外国産の農林水産物等についても同様である。

地理的表示法改正案（以下「改正案」という。）では、新たに「第4章 外国の特定農林水産物等に関する特例」を設けることとしている。

改正案では、農林水産大臣は、日本の地理的表示保護制度と同等の水準にあると認められる外国の制度（以下「同等制度」という。）によりその名称が保護されている当該外国の特定農林水産物等について指定をすることができることとしている。

これにより、外国産の特定農林水産物等について、指定をすることにより、生産・加工業者の団体が行う必要がある登録申請手続が省略されるとともに、日本の特定農林水産物等についても、当該外国の制度の下で同等の条件による名称の保護が確保されることになる。

指定をするためには、当該外国が、以下の事項をその内容に含む条約等の国際約束を日本と締結している必要がある（第23条第1項第1号）。

- a 当該外国が同等制度により日本の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていること。
- b 日本が地理的表示法により当該外国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていること。

同時に、当該国際約束において保護すべきものとされている日本の特定農林水産物等の名称について、日本又は当該特定農林水産物等の登録生産者団体が当該外国の権限のある機関にその適切な保護を要請した場合に、必要な措置を講ずると認められることが必要である（第23条第1項第2号）。

以上の規定内容に基づき、日本が特定農林水産物等の名称の保護を外国と相互に行う際には、個別の品目ごとにリストを交換することとされている。

なお、国際約束を締結する外国は、T P P協定参加国に限定されるものではない。

#### (イ) 指定の手続

- a 農林水産大臣は、指定をしようとするときは、現行の登録の場合と同様に、特定農林水産物等の名称、生産地等を公示しなければならない（第24条）。また、公示の日から3か月以内に何人も意見書を提出することができる（第25条）。さらに、農林水産大臣は、公示期間が満了したときは、指定をしてはならない場合に該当しないか等について学識経験者から意見を聞かなければならない（第27条第1項）。
- b 農林水産大臣は、指定前の公示に係る特定農林水産物等について、登録に係る特定農林水産物等に該当する等により指定しないこととする場合を除き、指定をしなければならない（第28条第1項）。また、指定をしたときは、必要な事項を公示しなければならない（第28条第2項）。

#### (ウ) 指定の効果

指定に係る特定農林水産物等については、登録に係る特定農林水産物等とみなして、地理的表示の保護に関する規定を適用する（第 30 条）。

#### (エ) 輸入された不正表示製品の譲渡し禁止

農林水産物等の輸入業者は、輸入に係る地理的表示の不正表示製品の譲渡し等をしてはならない（第 3 条第 3 項）。

#### (オ) 施行期日

公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日<sup>40</sup>。

### 3. おわりに

T P P 協定における農林水産分野の交渉では、農林水産物の関税撤廃率を交渉参加国の中で最も低い 81%（他の T P P 協定参加国は 94.1%以上）に抑えたとの評価がある一方、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とする」とした衆参農林水産委員会決議（平成 25 年 4 月）を守れたのかとの指摘もある。この指摘に対して、安倍晋三総理は、交渉結果が国会決議にかなったものかどうかは最終的に国会で審議していただくが、政府としては、国会決議の趣旨に沿うものと評価していただけると考えている旨の答弁を行っている<sup>41</sup>。

生産者の持つ可能性と潜在力を発揮できる環境を整え、我が国の豊かな食や美しく活力ある地域を次の世代に引き継ぐことを可能とする「農政新時代<sup>42</sup>」を創造するためには、国内対策が十分有効に機能し、生産者の不安を払拭し、生産者が積極的な投資を行うことができるものとなる必要があるだろう。そのためには、国会での議論を通じて、今回の法改正による国内対策の実効性を詳細に検証していくことが求められている。

（あまの えいじろう、いしかわ たけひこ、ほおじろ のぶゆき）

<sup>40</sup> 政府は、T P P 協定の発効前であっても、改正地理的表示法に基づく地理的表示の相互保護に係る国際協定が締結されれば、制度の対象とすることとしている。

<sup>41</sup> 第 190 回国会参議院本会議録第 6 号 4 頁（平 28.1.27）

<sup>42</sup> 『政策大綱』（平 27.11.25 T P P 総合対策本部決定） 7 頁